

# 児童発達支援&放課後等デイサービス て・あーて 重要事項説明書

当事業所は契約とご利用にあたり、ご利用者さま（お子様および保護者）に契約上の重要事項について下記のとおりご説明いたします。

## 1 運営主体

- 法人の名称 : 特定非営利活動法人こどもコミュニティケア
- 法人の住所 : 神戸市垂水区舞多間東2-6-9-1F
- 法人の電話番号 : 078-784-5333
- 法人のFAX番号 : 078-742-9775
- 法人のメールアドレス : info@children-cc.org
- 法人の代表者 : 代表理事 末永 美紀子（看護師・保育士）
- 法人の設立日 : 2008年5月23日
- 法人が神戸市内で運営している保育施設 :
  - 舞多間よつば保育園（認可保育園）
  - ちっちなこども園ふたば（小規模保育事業）
  - ちっちなこども園にしいろ（事業所内保育施設）休園中

## 2 事業所の概要

- 事業の種別 : 障害児通所支援（指定番号 2850800729）  
児童発達支援・放課後等デイサービス
- 事業所の所在地 : 神戸市垂水区舞多間西5丁目11-1
- 事業所の名称 : て・あーて
- 事業所の電話番号 : 078-784-5333
- 事業所のFAX番号 : 078-742-9775
- 事業所のメールアドレス : office@children-cc.org
- 事業所の責任者職名及び氏名 : 代表理事 末永美紀子
- 事業所の方針 : 児童福祉法並びに同法関係法令の理念に基づき利用者（お子様）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保護者のご協力のもと事業者が個別支援計画に基づき、必要なケア・支援を行います。
- 事業所の営業日 : 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日及び毎年4月に発行する年間カレンダーに定める休業日を除く。
- 事業所の営業時間 : 午前9時15分～午後4時15分（もしくは午後6時15分）
- 事業所のサービス提供時間 : 午前9時30分～午後3時30分（もしくは午後6時）
- 事業所の1日の利用定員 : 10名(児童発達支援と放課後等デイサービスあわせて)
- 通常の事業実施地域 : 神戸市垂水区、西区、須磨区、長田区全域

## 3 居室面積

- 居室面積  
指導訓練室（約34平米） 静養室（約9平米） トイレ・風呂（約15平米）  
相談室（約13平米） 事務室（約22平米）

- ・施設総面積 : 約 93 平米
- ・屋外遊技場 : (園庭) 約 74 平米

#### **4 職員の体制**

・当事業所では各事業を提供する職員として全体で以下の職種の職員を配置しています。  
なお、職員の配置については関連法規の指定基準を遵守しています。

代表理事 : 1名/法人統括責任者

管理者 : 1名/障害児通所支援施設の管理運営、他職種の兼任

児童発達支援管理責任者 : 1名/児童発達支援・放課後等デイサービス 兼任

保育士 : 4名/うち常勤1名

児童指導員または障害福祉サービス経験者 : 1名

非常勤専門職(兼務) : 6名/芸術担当1名・心理職2名・看護師3名

※上記の職員数は、利用人数および事業を進めるうえで変動する場合があります。

#### **5 緊急時及び事故発生時等の対応**

- ・サービス提供時間内に病状の急変またはその他必要な時には、速やかに事業所が定める協力医療機関又は主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供により事故が発生した場合には直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

#### **6 相談窓口**

神戸市福祉局障害者支援課指定指導係

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1号館 6階

電話番号 : 078-322-5232 FAX番号 : 078-322-6045

受付時間 : 8:45-12:00、13:00-17:30 (土日祝および 12/29-1/3 を除く)

#### **7 利用料等**

- ・提供するサービスについて、厚生労働省の公示の単価【別表】による利用料が生じます。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて負担上限額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のうちいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額以上の負担は発生しません。
- ・その他の費用は【別表】の通りです。  
原則として毎月ごとに利用者負担額と合わせて、お支払いいただきます。

※物価、公租公課、水道光熱費の変動や保育内容の変更等の事情により費用の費目や額が変更されることがあります。変更する場合は原則として事前に保育だより等の書面によりお知らせします。

#### **・支払方法**

口座振替をご利用いただくようお願いいたします。1ヶ月の諸費用を計算し、翌月の26日に引落となります。手続きが間に合わない場合は、現金にてお支払いください。

2024年11月26日版